

Q&A よくあるお問い合わせ

Q できるだけ2mの距離を保つと書いてあるが、業界のガイドラインではできるだけ2m、最低1mと表記されている。どれだけ開ければチェックしていいのか。

業界ガイドラインで最低1mと表記されている場合は、最低1mの間隔を開ける対策を行っていただければチェックして問題ありません。

Q 共用タオル等を使用しないとあるが、すべて使い捨てタオルやペーパータオルにしないとだめですか。

使用する都度、洗濯していただければ繰り返しご利用いただいて差し支えありません。洗濯せずに多数の人で共用するのは避けてください。

経済産業省において、新型コロナウイルスに有効な界面活性剤及び次亜塩素酸水を公表していますので、参考にご覧ください。

○新型コロナウイルスに有効な界面活性剤及び次亜塩素酸水を公表します(最終回)(経済産業省)
<https://www.meti.go.jp/press/2020/06/20200626012/20200626012.html>

○新型コロナウイルスに対する消毒方法の有効性評価について最終報告をとりまとめました。
～物品への消毒に活用できます～(独立行政法人製品評価技術基盤機構)
<https://www.nite.go.jp/information/osirase20200626.html>

Q 全業種共通編と業種別編でどこが違いますか。

チェックシートの1から5まではどちらも同じ内容ですが、業種別編では、チェックシートの6に業界ごとの個別チェック項目を掲載しています。

Q 商店街でまとめて登録したいが、会社名や連絡先が分からないので空欄で登録したい。

恐れ入りますが、代理での登録は行わず、事業者ごとにご登録をお願いいたします。

Q ステッカーはどこで入手できますか。

東京都防災ホームページの該当ページより申請いただくと、オンライン上で入手できます。東京都防災ホームページ上の専用フォームバナーをクリックしてください。

Q 全業種共通編と業種別編とに分かれています、自分の該当する業種ではなく、全業種共通編のチェックシートを利用していいですか。

可能な限り、最も近い業種のチェックシートを選択してください。当てはまるものがない場合は「全業種共通編」を選択してください。

Q チェックシートの項目を満たしていないと罰則等の不利益はありますか。

罰則等はありませんが、ぜひ「東京都感染拡大防止ガイドライン」やチェックシートをご活用の上、感染拡大防止に向けた対策に取り組んでいただくようお願いいたします。

Q 該当する業種がありません。どの業種に当てはまるかわかりません。

最も近い業種のチェックシートを選択してください。当てはまるものがない場合は「全業種共通編」を選択してください。

Q 複数の業種に該当する場合、どのチェックシートを利用すればいいですか。

主な業態があれば当該業種を選択していただくか、該当する業種ごとにそれぞれチェックシートを選択してください。複数の業種を選択した場合は、業態ごとにそれぞれの場所に掲示してください。

Q ステッカーの画像を店のホームページやチラシ等に二次利用してよいですか。

ステッカーのデザインや内容に修正を加えなければ、拡大・縮小するなどして二次利用していただくことは可能です。

Q 本社で複数の店舗分をまとめて申請してよいですか。

ステッカーは、原則、店舗ごとの申請をお願いします。しかし、複数の店舗分をまとめて申請する場合には、申請者が責任を持って各店舗での感染防止対策を確認した上で申請をしてください。

Q 本社が東京にあり、店舗は都外にありますが申請してもいいでしょうか。

ステッカーの対象は、東京都内の施設、または都内で実施するイベントになります。都外の店舗は、対象外となります。

Q 店舗に複数枚のステッカーを張りたいのですが、複数枚ステッカーを発行することはできますか。

PDF データで発行いたしますので、複数枚印刷していただくことは可能です。

Q 情報を誤って登録してしまったのですが、修正はできますか。

こちらで修正いたしますので、03-5388-0567 までご連絡いただき、ステッカー発行時に示された整理番号をお伝えください。ただし、ステッカーの再発行はできませんので、ステッカーに印字される店舗名等を誤って登録した場合は、お手数ですが、再度改めて登録してください。

Q ステッカーのデータを消してしまったのですが、再発行はできますか。

再発行はできません。お手数ですが、再度改めて登録してください。

Q ステッカーの表示名称が改行されます。作り直したいのですがどのようにすればいいでしょうか。

修正や再発行ができないため、お手数ですが、再度改めて登録してください。

ステッカーの表示名称は、以下のとおり表示されます。

全角 14 文字まで 1 行

全角 28 文字まで 2 行 (14 文字改行)

全角 48 文字まで 3 行 (16 文字改行)

なお、各行最大文字数以下の店舗名等は中央揃えとなりますので、ご注意ください。

Q 本社が東京にあり、店舗は都外にあるが申請してよいですか。

ステッカーの対象は、東京都内の施設、または都内で実施するイベントになります。都外の店舗は、対象外となります。

Q ステッカーを貼っている店に、協力金のような補助はありますか。

現在のところ、協力金等の支給予定はありません。

Q チェックシートの全ての項目を実施しないとステッカーをもらえないとなっていますが、ある程度実施できればステッカーを入手できるようにして欲しいのですが。

チェックシートは事業者の方が実施すべき感染防止対策をまとめたものですので、全て実施していただいた方にステッカーを発行することとしています。チェックシートで示している取り組みは一例として示しているものですので、業界ガイドラインも合わせてご確認ください、各事業者の実態に合わせ柔軟に対策を実施していただいて、感染防止対策として同様の取り組みを実施されていればチェックシートにチェックしていただいて問題ありません。

Q ステッカーのデータしか発行されませんが、シールの台紙はもらえますか。

台紙の配布はいたしません。お手数ですが、各自で印刷してください。

Q ステッカーを印刷するためのプリンターを持っていません。どうすればよいですか。

恐れ入りますが、各自でご用意いただくか、コンビニ等で印刷してください。また、デジタル画面でも利用できますので、店舗等のデジタルサイネージなどにステッカーを表示するなどのご協力をお願いします。どうしても難しい場合は、03-5388-0567 までお問い合わせください。

Q パソコンを持っていない場合は、どうすればステッカーを入手することができますか。

原則、申請はWEB となりますので、恐れ入りますがインターネットが利用できる環境において申請してください。どうしても申請が難しい場合は、03-5388-0567 までお問い合わせください。

Q 感染防止対策を実施していない店舗にステッカーが貼られています。都から指導してほしいのですが。

必要に応じて、東京都又はその指示を受けた者が施設を訪問し、感染防止対策について直接確認をさせていただくなど、事業者に感染防止策を実施していただけるよう、適切に対応いたします。

Q ステッカーを貼っている店舗がチェック項目を守っているか確認できますか。

事業者の自己申告による申請ですが、店舗等の利用者がステッカーにある QR コードを読み取ることで取組内容の確認が可能です。また、必要に応じて、東京都又はその指示を受けた者が施設を訪問し、感染防止対策について直接確認をさせていただく場合があります。

Q 事業者ではなく、個人ですが、ステッカーを入手できますか。

店舗等の利用者に対し、安心して利用できる施設であることを示すためのものですので、個人での申請はお控えください。個人事業主は申請可能です。

Q ステッカーに QR コードが掲載されていますが、この QR コードを読み取ると、何が表示されますか。

その店舗で実施している感染防止対策が記載されたチェックシートが表示されます。

Q ステッカーを貼っている店舗は、安心な店ということで、都の公認になりますか。

都が公表した業種ごとの感染防止対策チェックシートを全て満たした店舗となります。